

別表第1（第4条関係）

- 1 定員数は、10人以上とすること。
- 2 施設長を1人配置すること。なお、施設長は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の福祉の増進に熱意を有し、センターを適切に運営する能力を有する者で、センターの管理上支障がない場合において、当該センターの他の業務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。
- 3 指導員数は、次の各号に掲げる定員数に応じ、当該各号に定める指導員数を配置すること。なお、指導員は利用者の障害の程度等に応じて、適切な指導を実施しなければならない。
  - (1) 定員数が15人以上20人未満 施設長を除き3人以上であって、開所時間の常時勤務職員数が2人以上であること。
  - (2) 定員数が11人以上15人未満 施設長を除き3人以上であって、開所時間の常時勤務職員数が1人以上であること。
  - (3) 定員数が10人 施設長を除き2人以上であって、開所時間の常時勤務職員数が1人以上であること。
- 4 事業内容は、次に掲げる事業を実施するものであること。
  - (1) 創作的活動事業
  - (2) 生産活動の機会の提供事業
  - (3) 社会との交流促進事業
  - (4) 相談事業
  - (5) 生活習慣の指導事業
- 5 開所日数は、年間230日以上とし、サービスの実施時間は、1日当たり6時間以上とすること。
- 6 サービスを実施するために必要な広さは、利用者の障害の程度や状態に応じた適切な事業が行われる場所を確保するとともに、定員数に7.43㎡を乗じた面積以上であること。
- 7 設備は、利用者の利便及び日照、採光、換気、保健衛生並びに安全の確保に十分に留意した設備を整備すること。ただし、他の社会福祉施設等の設備を共有することにより効果的な運営が期待され、かつ、運営上支障が生じない場合は、この限りでない。
- 8 利用者に求めることができる金銭の支払範囲等は、利用者の過大な負担とならないように留意し、設置・運営主体が利用者と協議により定めること。なお、金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

- 9 工賃の支払は、生産活動に従事している者に生産活動に関わる事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うこと。
- 10 センターを利用する者は、市内に住所を有し、当該年度4月1日（年度途中で事業が開始された場合には、その開始された日）において、各センターを継続的に利用する者として登録を行っている満15歳以上の障害者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に在籍している者を除く。）で、次に掲げるものの支給の決定を受けていない者（以下「登録利用者」という。）であること。
- (1) 法第5条第6項に規定する療養介護
  - (2) 法第5条第7項に規定する生活介護
  - (3) 法第5条第13項に規定する自立訓練
  - (4) 法第5条第14項に規定する就労移行支援
  - (5) 法第5条第15項に規定する就労継続支援
  - (6) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービス
- 11 センターの開所日において、登録利用者以外の者からセンターの利用の申出があった場合は、定員の範囲内において、センターを利用させるものとする。ただし、利用者の障害の程度により安全が確保されない場合等は、この限りでない。

別表第2（第5条）

補助金の区分	算出の要件	補助限度額
運営費補助金	登録利用者数が15人以上であること。	905万8,000円
	登録利用者数が10人以上15人未満であること。	853万6,000円
	登録利用者数が5人以上10人未満であること。	640万2,000円
機能強化加算	登録利用者が15人以上のセンターにおいて、次に掲げるものをすべて実施すること。 (1) 利用者の転倒予防、失禁予防又は体力増進を目的とした軽度のスポーツやレクリエーション、言語訓練等を実施するため、必要な職員を雇用すること。 (2) 地域交流会の開催、地域との合同避難訓練の実施又は防災支援体制の整備等を実施すること。 (3) 次に掲げるもののうち2事業以上を実施すること。 ア 指導員の知識や技術の向上を図る研修を実施すること。 イ 自主製品の開発又は販売拡大を行うこと。 ウ ア及びイに掲げるもののほかセンターの機能を強化するものとして市長が認めたもの	300万円
	登録利用者が10人以上のセンターにおいて、次に掲げるものをすべて実施すること。 (1) 利用者の転倒予防、失禁予防又は体力増進を目的とした軽度のスポーツやレクリエーション、言語訓練等を実施するため、必要な職員を雇用すること。 (2) 地域交流会の開催、地域との合同避難訓練の実施又は防災支援体制の整備等を実施すること。	150万円
重度障害者加算	登録利用者が次のいずれかに該当すること。 (1) 身体障害者手帳1級又は2級に該当する者 (2) 療育手帳Aに該当する者 (3) 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級に該当する者	1人につき年額5万円
土地・建物賃借加算	センターの用に供する土地又は建物を賃借していること。	当該年度に支払う土地又は建物賃借に要する経費を2で除して得た額と50万円とを比較して、いずれか小さい方の額
設備整備費補助金	センターとして補助金の交付の決定を受けた初年度において、施設の充実及び強化のために機械器具等を設置すること。	100万円

